

山梨県選挙管理委員会告示第十四号

令和二年二月九日執行の山梨県議会議員補欠選挙甲州市選挙区における公職選挙法（昭和二十五年法律第百号）第百九十四条第一項の規定による候補者一人についての選挙運動に関する支出金額の制限額は、次のとおりである。

令和二年一月三十一日

山梨県選挙管理委員会

委員長 中 込 ま さ る

制限額 六百十三万二千円